

京都市水洗便所設置奨励金交付規程取扱要綱

(昭和55年4月7日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市水洗便所設置奨励金交付規程(以下「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付の対象)

第2条 規程第2条第1項に規定する居住の用に供する家屋(以下「家屋」という。)は、人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分(人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含まない。)とする。

2 規程第2条第1項に規定する水洗化改造工事(以下「水洗化改造工事」という。)をした者又は同項に規定するし尿浄化槽からの接続替工事(以下「し尿浄化槽からの接続替工事」という。)をした者は、当該工事の施行に当たり、京都市公共下水道事業条例第5条第1項又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例第7条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けた者であって、かつ、当該工事に要する費用を負担した者とする。

(複数箇所便所がある場合等の奨励金の交付)

第3条 水洗化改造工事が行われたときは、便所1箇所ごとに規程第1条に規定する奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとする。

2 し尿浄化槽からの接続替工事が行われたときは、便所の箇所数にかかわらず、し尿浄化槽1基ごとに奨励金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、共同で使用されるし尿浄化槽について、し尿浄化槽からの接続替工事が行われたときは、便所1箇所ごとに奨励金を交付するものとする。

4 前3項に規定する奨励金は、家屋の所有者が工事費を負担する場合は、当該所有者に全て交付するものとし、所有者及び所有権以外の権原に基づき当該家屋を使用する者があるときの当該者(以下「家屋

使用者」という。)がそれぞれ工事費を負担する場合は、当該所有者及び家屋使用者ごとに交付するものとする。

(交付の請求)

第4条 規程第6条第1項に規定する決定通知書により奨励金の交付の決定を受けた者は、受領後速やかに水洗便所設置奨励金交付請求書(第1号様式)を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の請求を受けた場合、速やかに奨励金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和55年4月15日から施行し、同日以後に京都市公共下水道事業条例第5条第1項に定める排水設備工事計画の確認を受けたものから実施する。

(現行要綱の廃止)

2 昭和53年3月31日決裁の現行京都市水洗便所設置奨励金交付規程の実務取扱要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第 1 号様式（第 4 条関係）

水洗便所設置奨励金交付請求書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住所 〒

申請者 氏名

電話

年 月 日付けで通知のあった水洗便所設置奨励金の交付を
下記のとおり請求します。

記

設置場所 京都市 区

交付請求金額 , 0 0 円

振込指定口座 *申請者と同一名義の者に限る。

金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	
口座番号			
口座名義	ふりがな	-----	
	氏名		
	住所		
	電話番号		